

問 22：私は、転任に伴い単身赴任しましたが、帰省先住居と赴任先住居との間を移動する途中で災害が発生した場合には、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

帰省先住居と赴任先住居との間の移動中の災害は、次の条件を満たせば通勤災害と認定され労災保険給付を受けることができます。

1. 赴任直前の住居と赴任先就業場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難なため住居を移転するものであること。

「距離等を考慮して困難」とは、最も経済的かつ合理的な経路で判断して、距離60km以上の場合又は60km未満であっても、移動方法、移動時間、交通機関の状況等から判断して60km以上の場合に相当する程度に通勤が困難な場合とされています。

2. 配偶者（配偶者がいない場合は子、配偶者も子もいない場合は同居介護していた要介護状態にある父母）と別居することとなったものであること。

3. 配偶者、子、要介護状態にある父母が、労働者と同居できない事情があること（例えば配偶者が引き続き就業する、18歳に達する年度末までにある子が在学中である等。）。

4. 住居と就業場所との間の往復に先行し又は後続する住居間の移動であること。

すなわち、赴任先住居から帰省先住居への移動の場合は勤務日当日又はその翌日の移動であること。帰省先住居から赴任先住居への移動の場合は勤務日当日又はその前日の移動であること。